

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2017年1月1日
日本機械輸出組合

新(2017年1月1日)		旧		
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	
8424	噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器(消火剤を 充填 してあるかないかを問わない。)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気または砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	8424	噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器(消火剤を 充てん してあるかないかを問わない。)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	表記変更
8426 842641 210 290 900	デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック (中略) -その他の機械(自走式のものに限る。) <u>---タイヤ付きのもの</u> <u>---ラフテレーンクレーン</u> <u>-----中古のもの</u> <u>-----その他のもの</u> <u>-----その他のもの</u> (省略)	8426 842641 100 900	デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック (中略) -その他の機械(自走式のものに限る。) <u>---タイヤ付きのもの</u> <u>---中古のもの</u> <u>---その他のもの</u> (省略)	旧842641100、842641900⇒ 新862641210、862641290、842641900に細分化
8442	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第8456項から第8465項までの 機械 を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	8442	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第8456項から第8465項までの 加工機械 を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	表記変更
8459 845941 000 845949 000	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第8458項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。) (中略) <u>---その他の中ぐり盤</u> <u>---数値制御式のもの</u> <u>---その他のもの</u> <u>---膝形フライス盤</u> (省略)	8459 845940 100 900	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第8458項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。) (中略) <u>---その他の中ぐり盤</u> <u>---数値制御式のもの</u> <u>---その他のもの</u> <u>---ひざ形フライス盤</u> (省略)	旧845940100、845940900⇒ 新845941000、845949000に変更 表記変更
8460 846012 846022 000 846023 000 846024 000 846029 100 200 300 900 846090 100 900	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤、その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第8461項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上げ盤を除く。) <u>---平面研削盤</u> - - - 数値制御式のもの (中略) <u>---その他の研削盤</u> [削除] <u>--- 芯無し研削盤(数値制御式のものに限る。)</u> <u>--- その他の円筒研削盤(数値制御式のものに限る。)</u> <u>--- その他のもの(数値制御式のものに限る。)</u> - - - その他のもの - - - 円筒研削盤 (<u>芯無し式のもの</u> を除く。) - - - 内面研削盤 (<u>芯無し式のもの</u> を除く。) <u>--- 芯無し研削盤</u> - - - その他のもの (中略) - その他のもの - - 数値制御式のもの - - その他のもの	8460 846011 846021 000 846029 100 200 300 900 846090 100 900	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤、その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第8461項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上げ盤を除く。) <u>---平面研削盤(軸の位置決めが0.01ミリメートル以内の精度でできるものに<u>限る。)</u></u> - - - 数値制御式のもの (中略) <u>---その他の研削盤(軸の位置決めが0.01ミリメートル以内の精度でできるものに<u>限る。)</u></u> <u>---数値制御式のもの</u> - - - その他のもの - - - 円筒研削盤 (<u>センターレス式のもの</u> を除く。) - - - 内面研削盤 (<u>センターレス式のもの</u> を除く。) - - - <u>センターレス式研削盤</u> - - - その他のもの (中略) - その他のもの - - 数値制御式のもの - - その他のもの	旧の「-平面研削盤」「-その他の研削盤」にあった軸の位置決め精度の制限が削除された。(「軸の位置決めが0.01ミリメートル以内の精度でできるもの」以外のものは、旧では「-その他のもの」に分類されていたもの。) 旧846011000⇒ 新846012000に変更 旧846021000⇒ 新846022000、846023000、846024000に細分化 表記変更

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2017年1月1日
日本機械輸出組合

新(2017年1月1日)			旧			
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)		HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)		
8465		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またぐき打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。) (中略)	8465		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またぐき打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。) (中略)	
846520	000	マシニングセンター -その他のもの				旧「-その他のもの」に分類されていたマシニングセンターが、「846520000」として分割された。
846591		---のこ盤	846591		---のこ盤	
	100	---木材の加工用のもの	100		---木材の加工用のもの	
	900	---その他のもの	900		---その他のもの	
846592	000	---平削り盤及びフライス盤並びにモールドャー(切削加工を行うものに限る。)	846592	000	---平削り盤及びフライス盤並びにモールドャー(切削加工を行うものに限る。)	
846593	000	---研削盤及び研磨盤	846593	000	---研削盤及び研磨盤	
846594	000	---ベンディングマシン及び組立て用機械	846594	000	---ベンディングマシン及び組立て用機械	
846595	000	---ボール盤及びほぞ穴盤	846595	000	---ボール盤及びほぞ穴盤	
846596	000	---ひき割り機、薄切り機及び削り機	846596	000	---ひき割り機、薄切り機及び削り機	
846599		---その他のもの	846599		---その他のもの	
	100	---合板製造機械	100		---合板製造機械	
	900	---その他のもの	900		---その他のもの	
8466		第8456項から第8465項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー (中略)	8466		第8456項から第8465項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー (中略)	表記変更
846630		割出台その他の特殊な附属装置(機械用のものに限る。)	846630		割出台その他の特殊な附属装置(加工機械用のものに限る。)	表記変更
	100	---第8656項から第8663項までの機械に使用するもの	100		---第8656項から第8663項までの機械に使用するもの	
	400	---第8664項又は第8665項の機械に使用するもの (省略)	400		---第8664項又は第8665項の機械に使用するもの (省略)	
8473		第8470項から第8472項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。) (省略)	8473		第8469項から第8472項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。) (省略)	項目NO.変更
8531		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第8512項又は第8530項のものを除く。) (中略)	8531		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第8512項又は第8530項のものを除く。) (中略)	
853120	000	---表示盤(液晶デバイス(LCD)又は発光ダイオード(LED)を自蔵するものに限る。) (省略)	853120	000	---表示盤(液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。) (省略)	表記変更
8701		トラクター(第8709項のトラクターを除く。)	8701		トラクター(第8709項のトラクターを除く。)	
870110	000	---軸トラクター	870110	000	---歩行操縦式トラクター	表記変更 旧870190⇒ 新870191、870192、870193、870194、870195に 細分化
870120	000	---セミトレーラー用の道路走行用トラクター (中略)	870120	000	---セミトレーラー用の道路走行用のトラクター (中略)	
		---その他のもの	870190		---その他のもの	
870191		---エンジン出力が18キロワット以下のもの	X		---農業用のもの	
	X	---農業用のもの	900		---その他のもの	
	900	---その他のもの				
870192		---エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの				
	X	---農業用のもの				
	900	---その他のもの				
870193		---エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの				
	X	---農業用のもの				
	900	---その他のもの				

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2017年1月1日
日本機械輸出組合

新(2017年1月1日)		旧		
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	
870194	---エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの			
	---農業用のもの			
	---その他のもの			
870195	---エンジン出力が130キロワットを超えるもの			
	---農業用のもの			
	---その他のもの			
8702	10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車	8702	10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車	表記変更
870210	---ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) <u>のみ</u> を搭載したもの	870210	---ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) <u>を</u> 搭載したもの	
100	---ロックダウンのもの	100	---ロックダウンのもの	
	---その他のもの		---その他のもの	
910	---中古のもの	910	---中古のもの	
920	---その他のもの	920	---その他のもの	
870220	---駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及び セミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの			
	---中古のもの			
	---その他のもの			
870230	---駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び 電動機を搭載したもの			
	---中古のもの			
	---その他のもの			
870240	---駆動原動機として電動機のみを搭載したもの			
	---中古のもの			
	---その他のもの			
870290	---その他のもの	870290	---その他のもの	
100	---ロックダウンのもの	100	---ロックダウンのもの	
	---その他のもの		---その他のもの	
910	---中古のもの	910	---中古のもの	
920	---その他のもの	920	---その他のもの	
8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第8702項のものを除く。) (中略) ---その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)) <u>のみ</u> を搭載したものに限り。 (中略) ---その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)) <u>のみ</u> を搭載したものに限り。 (中略)	8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限り、第8702項のものを除く。) (中略) ---その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)) <u>を</u> 搭載したものに限り。 (中略) ---その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)) <u>を</u> 搭載したものに限り。 (中略)	表記変更
870340	---その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機 関に限る。)及び電動機を搭載したものに限り、外部電源に接続 することにより充電することができるものを除く。)			表記変更
	---中古のもの			
	---その他のもの			
870350	---その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼ ルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限 るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを 除く。)			
	---中古のもの			
	---その他のもの			

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))
新旧対照表

2017年1月1日
日本機械輸出組合

新(2017年1月1日)		旧	
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)
870360	<p>―その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)</p> <p>100 ―中古のもの</p> <p>900 ―その他のもの</p>		
870370	<p>―その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)</p> <p>100 ―中古のもの</p> <p>900 ―その他のもの</p>		
870380	<p>―その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。)</p> <p>100 ―中古のもの</p> <p>900 ―その他のもの</p>		
870390	<p>―その他のもの</p> <p>100 ―中古のもの</p> <p>900 ―その他のもの</p>	870390	<p>―その他のもの</p> <p>100 ―中古のもの</p> <p>900 ―その他のもの</p>
9406	プレハブ建築物	9406	
940610	000 木製のもの	940600	000 プレハブ建築物
940690	000 その他のもの		
			<p>旧 940600000⇒</p> <p>新 940610000、940690000に細分化</p>